浜田市告示第 126 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり取消したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により告示します。

図面は、浜田市都市建設部建築住宅課及び島根県浜田県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供します。

令和　8 年　9 月　4 日

浜田市長　三　浦　大　紀

1	道路の種類	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定道路
2	指定取消しの年月日及び番号	令和 8 年 9 月 4 日　第 2 号
3	道路の位置	浜田市田町 764-7、765-10、768-10、768-12、768-13、770-1、770-8
4	道路の幅員	4.00 メートル
5	道路の延長	117.50 メートル